

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和8年5月20日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和8年5月20日

岐阜県知事 江崎 禎英

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー羽島ショッピングセンター

羽島市江吉良町字大沼2939 外150筆

### 2 意見の概要

羽島市長の意見

・騒音の発生を抑制することについて